

網走市職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が職務及び職務外において、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
 - (2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 2 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等及び網走市行政手続条例(平成15年条例第8号)第2条第1項第4号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下、この条において「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等(網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査、監査又は監察(法令に基づき行われるものをいう。以下、この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び網走市行政手続条例第2条第1項第5号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導(網走市行政手続条例第2条第1項第7号に規定する行政指導をいう。以下同じ。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 執行機関の行政組織が分掌する事務のうち事業の発展、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- (8) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関する事務 当該指定を受けた事業者等、当該指定の申請をしている事業者等及び当該指定の申請をしようとしているこ

とが明らかな事業者等

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（市長等の倫理原則及び倫理行動規準）

第4条 市長等は、公務員としての清廉さを保持し、かつ、その使命を自覚し、第1号に掲げる倫理原則とともに第2号から第7号までに掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 市長等は、市民全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならないこと。
- (2) 市長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便宜供与を受けること等であって市民の疑惑を招くような行為をしてはならないこと。
- (3) 市長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。
- (4) 市長等は、法その他の法令の趣旨を踏まえ、市民全体の奉仕者である職員に対し、一部の者の利益のために、その影響力を行使してはならないこと。
- (5) 市長等は、職員に対する指示が法令に違反することのないよう十分留意するとともに、当該指示について法令に違反するおそれがある旨の意見を職員が述べた場合にはその意見の内容を十分に考慮しなければならないこと。
- (6) 市長は、職員の任命権を一部の政治的目的のために濫用してはならないこと。
- (7) 第2号から第6号までに掲げるもののほか、市長等は、法令を遵守し、その職務に係る倫理の保持に万全を期すこと。

（職員の倫理原則及び倫理行動規準）

第5条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号に掲げる倫理原則とともに第4号から第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、全体の奉仕者であり、一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、常に公正に職務を執行しなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（禁止行為）

第6条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀その他これらに類するもの（通常の社交儀礼の範囲内の金額の香典及び供花は除く。）としてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの

- 又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与及び飲食の提供を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第7号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 4 職員は、国又は他の地方公共団体の職員若しくは特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触するときは、前各条の趣旨に配慮のうえ、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

（承認が必要な行為）

- 第7条 職員は、次に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ、承認申請書（様式第1号）を提出し、倫理監督官の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ承認を受けることができなかつたときは、事後において速やかに承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (2) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 倫理監督官は、前項の承認を行うに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。
- (1) 当該行為が、供応接待又は不適切な財産上の利益の供与と社会通念上評価されるおそれがなく、かつ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないこと。
 - (2) 当該行為に係る当該職員に係る費用を自らが負担し、かつ、相手方から割引、優先的な利用、会員権の利用その他金銭以外の財産上の利益の供与を受けていないこと。
 - (3) 当該行為が、職務の公正な執行に影響を及ぼし、又は職務上の利害関係の形成若しくは維持を図ることを目的として行われるものではないこと。
 - (4) 参加者の範囲及び実施場所が、特定の利害関係者との閉鎖的又は排他的な関係を形成するものと評価されるおそれがないこと。

(禁止行為等の例外)

第8条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第6条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、第6条第1項各号（第7号を除く。）及び前条第1項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督員に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第9条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第10条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 補助金又は市が直接支出する費用をもって作成される書籍等

(2) 作成数の過半数を当該職員の属する市の機関において買い入れる書籍等

(講演等に関する規制)

第11条 職員は、講演、研究会、勉強会等で講演等をする場合は、報酬等を受けてはならない。ただし、交通費等の実費については、謝礼として受け取ることができる。

(職員の職務に係る倫理保持を阻害する行為等の禁止)

第12条 職員は、他の職員の第6条及び第9条から第11条までの規定に違反する行為によって当該他の職員（第6条第1項第7号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、任命権者、その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 職員は、自らが管理又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(贈与等の報告)

第13条 課長職以上の職員は、利害関係者に該当しない事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与（通常の社交儀礼の範囲内の金額の香典及び供花は除く。）若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けたときにおいて課長職以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、贈与等報告書（様式第2号）を、当該贈与等又は報酬を受けた日から30日以内に、倫理監督官に提出しなければならない。

2 倫理監督官は、前項の規定による贈与等報告書の提出を受けたときは、速やかに当該贈与等報告書を市長に提出しなければならない。

(倫理監督官等)

第14条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督官及び倫理監督員を置く。

2 前項に規定する倫理監督官は、企画総務部長をもって充てる。

3 第1項に規定する倫理監督員は、職員課長及び職員係長をもって充てる。

4 倫理監督官及び倫理監督員は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、必要な措置を行う。

(倫理監督官等の責務等)

第15条 倫理監督官は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持のための措置を行うこと。

(2) この規程に基づく命令に違反する行為があった場合に、その旨を市長に報告すること。

(3) その他職員の職務に係る倫理の保持に関する必要な措置を講ずること。

2 倫理監督員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員から第8条第2項又は次条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないように、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 倫理監督官が必要と認める職務を行うこと。

(倫理監督員への相談)

第16条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号及び第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又はその他この規程に違反するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督員に相談するものとする。

(倫理審査委員会の設置)

第17条 職員の倫理及び公正な職務の執行に関する事実確認等を行うため、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 企画総務部長

(2) 企画総務部総務防災課長

(3) 企画総務部職員課長

(4) 委員長が必要と認める者

3 委員長は、企画総務部長をもって充てる。

4 委員長又は委員が、当事者である場合は、市長が別に指名する。

5 委員会の庶務は、企画総務部職員課において行う。

6 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会の開催等)

第18条 委員会は、倫理監督官の要請に基づいて開催し、職員の倫理及び公正な職務の執行に関する事情聴取及び事実確認を行う。

2 委員会は、事実確認の結果、職員の倫理及び公正な職務の執行に反することが明らかになったときは、原因究明等を行い、市長に対し再発防止策を提言することができる。

(補足)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月20日から施行する。

承認申請書

倫理監督官 様

所属
氏名

網走市職員倫理規程第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 概要・相手方・参加者に関する事項

区分	<input type="checkbox"/> 遊技 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> 旅行
実施日時・場所・行程	
出席者	市側
	相手 (所属・氏名等)
利害関係の事務類型	<input type="checkbox"/> 許認可等 <input type="checkbox"/> 補助金等の交付 <input type="checkbox"/> 検査等 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 行政指導 <input type="checkbox"/> その他氏の事業 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 指定管理者
実施目的	

2. 費用負担に関する事項

想定される費用内訳	
費用負担	<input type="checkbox"/> 自己の費用を全額負担 <input type="checkbox"/> その他 ()
割引・優先利用 ・会員権利用の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:)

3. 公正性の確保に関する事項

供応接待又は不適切な利益 供与に該当しない理由	
職務の公正な執行に影響を 及ぼさない理由	
特定の利益関係の形成又は 維持を目的としていない理由	

承認申請の確認結果

承認申請について、網走市職員倫理規程第7条第2項に規定する確認事項を審査した結果、

これを 承認する。 承認しない。

承認の条件

--

承認しない理由

--

承認日 年 月 日

倫理監督官

※審査結果を記載して、承認申請書の写しを添付し、申請者に交付。

贈与等報告書

倫理監督官 様

所属
氏名

網走市職員倫理規程第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

贈与等により利益を受けた年月日	年 月 日
贈与等の起因となった事実	
贈与等の内容	
贈与等により受けた利益の額	円
	推計した額を記載している場合は、その推計の根拠 ()
供応接待を受けた場合の状況	場所 () 参加者の人数及び職業 ()
贈与等をした事業者等の名称及び住所	
贈与等をした事業者等と職員の職務との関係	

注意事項

- 1 「贈与等の起因となった事実」欄には、贈与、供応接待等の事実に関する事項を記載すること。
- 2 「贈与等の内容」欄には、贈与等にあつては贈与等の内容（金銭、有価証券、物品、不動産、供応接待等）を記載すること。
- 3 「推計した額を記載している場合は、その推計の根拠」欄には、販売業者への照会結果、カタログ価格等、推計の根拠を具体的に記載すること。
- 4 贈与等の支払1件につき1枚記入すること。
- 5 この贈与等報告書は、贈与等を受けた日から30日以内に倫理監督官に提出すること。